

非鉄金属高度破碎・選別設備導入事業審査基準

審査項目		審査基準	採点基準		点数
適格性・合理性	ア 事業の実施計画の 確実性 及び合理的な実現性 5点	・本事業に対する理解度の高さ及び本事業の目的に照らして実施計画が合理的か、実現可能性の高さがどうかについて評価する。 (5点満点)	a	・本事業に対する理解度が高く、実施計画が本事業の目的に照らして合理的で、実現可能性が十分に高い。	5点
			b	・本事業に対して一定の理解があり、実施計画が事業目的に照らして妥当で、一定の実現可能性が見込める。	3点
			c	・本事業に対する理解度が低く、実施計画の実現可能性が低い又は判断できない。	0点
	イ 資金回収期間の 妥当性 10点	・資金回収期間の算定根拠の明確さ並びに考え方の妥当性について評価する。 (10点満点)	a	・算定根拠が明確で考え方も妥当である。	10点
			b	・算定根拠が一部不明確である。	5点
			c	・算定根拠が示されていない。	0点
	ウ 事業の継続性 5点	・事業の継続が見込まれるかについて評価する。 (5点満点)	a	・実施計画及び実施体制から、事業の継続可能性が高い。	5点
			b	・実施計画及び実施体制から、一定の事業継続可能性が見込める。	3点
			c	・事業継続可能性が低い又は判断できない。	0点

審査項目	審査基準	採点基準	点数
事業効果・事業意義	<p>・削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性について評価する。 (5点満点)</p>	<p>a 財団の指定した「循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン」(Ver 1.0) (平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室) に準ずるか、妥当な計算方法で算出している。</p>	5点
		<p>b ・上記 a の計算方法での算出が、やや不明確な箇所がある又は根拠として一部に不適な箇所がある。</p>	3点
		<p>c ・算出根拠が大幅に不明確な箇所がある、又は大幅に不適な箇所がある。</p>	0点
	<p>・年間の CO2 削減量について評価する。 (10点満点)</p>	<p>a 年間の CO2 削減量 ・破碎設備では、従来に比べ削減できる消費電力量を CO2 削減量に換算する。 ・選別設備では、X線等または、複数センサーと組み合わせた選別では、例えば高純度のアルミまたは銅に選別することで精錬工程が省略 (CO2 量が削減) できることによる CO2 削減量と選別装置の電力消費に伴う CO2 量との差を算出する。</p> <p>※年間の CO2 削減量により、設備群ごとに分布グラフを作成し、基準値を決定し採点する。(件数が少ない場合は、年間の CO2 削減量の最も高いものを 10点とし、削減量の比率により採点する。) ※ただし、「削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性」が 0点の場合は、年間の CO2 削減量の採点も 0点となる。</p>	10点
	<p>エ 設備導入による二酸化炭素の削減効果 25点</p>	<p>a CO2 削減量の費用対効果</p> <p>※各設備とも以下の計算式により算出 CO2 削減量の費用対効果を求める算定式 $CO2 \text{ 削減コスト} [円 / t CO2] = \text{補助対象経費の総支出予定額} [円] * 1 \div (\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量} [t-CO2/年] * 2 \times \text{耐用年数} [年] * 3)$ (耐用年数は9年とする) *1 補助対象経費の総支出予定額とは、補助対象設備の導入のために必要な見込額 (補助金額と自己負担額の合計額) をいう。 *2 事業を実施することで直接削減される年間のエネルギー起源二酸化炭素の排出量をいう。 *3 補助対象設備の耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める法定耐用年数をいう。) ※費用対効果により分布グラフを作成し、基準値を決定し採点する。(件数が少ない場合は、費用対効果が最も高いものを 10点とし、費用対効果の比率により採点する。) ※ただし、「削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性」が 0点の場合は、費用対効果の採点も 0点となる。</p>	10点

審査項目		審査基準	採点基準	点数	
事業効果・事業意義	オ事業の循環型社会構築への貢献 45点	・回収資源の用途がマテリアルリサイクル等により水平または付加価値が高い製品へ代替するもの、又はより高度な資源循環に資するものなど、循環型社会の構築への寄与度について評価する。 (45点満点)	a	・破砕機は、素材の分離破砕ができることにより、後工程での選別設備の簡素化が図れるうえに、高純度の金属回収ができる。 ・選別設備は、アルミや銅の精錬工程が省略でき、選別品の純度が高く、そのまま付加価値が高い製品(例:サッシtoサッシ)へ利用が可能である。	45点
			b	・破砕機は、素材の分離破砕ができるが、後工程での選別設備の簡素化、及び高純度の金属回収がやや劣る。 ・選別設備は、アルミや銅の選別品の純度がやや高いが、そのままでは付加価値の高い製品への利用はできない。	30点
			c	・破砕機は、素材の分離破砕ができるが、後工程での選別設備の簡素化、及び高純度の金属回収が劣る。 ・選別設備は、アルミや銅の選別品の純度が低く、そのままでは付加価値の高い製品への利用はできない。	15点
			d	・破砕機は、素材が細かく破砕され、後工程での選別設備の簡素化がほとんど図られず、金属回収の純度は高くない。 ・選別設備は、アルミや銅の選別品の純度がかなり低い。	0点
	カ事業の先進性及び当該事業の実施による他の事業への波及効果 10点	・従来設備と比べリサイクルの低炭素化と資源効率性の向上を同時に達成することで、他の事業者へ自発的な普及が促進されるかについて評価する。 (10点満点)	a	・従来設備と比べリサイクルの低炭素化と資源効率性の向上を同時に達成でき、他の事業者へ自発的な普及の促進が高く見込まれる。	10点
			b	・従来設備と比べリサイクルの低炭素化と資源効率性の向上の同時達成が見込まれ、他の事業者へ自発的な普及の促進がある程度期待される。	5点
			c	・従来設備と比べリサイクルの低炭素化と資源効率性の向上の同時達成が見込まれず、又は判断できないため、他の事業者への自発的な普及が期待できない。	0点
	合計(満点)				100点